

平成 30 年第 12 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 30 年 12 月 17 日、午前 10 時から、消防署講堂において、平成 30 年第 12 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 教育長及び出席委員は、次のとおりである。

加藤 明（教育長）
城所 正彦
今泉 浩史
澁谷 香織
杉本 真紀子

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	石田 昭男
教育指導担当部長	渡辺 恭秀
教育総務課長	町田 義信
学務課長	中島 英
指導課長	岸 知聡
生涯学習課長	関口 美鈴
体育課長	大塚 広満
学校給食課長	佐藤 知子
図書館課長	佐藤 由美子

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 齋藤 晃二
教育総務課教育総務係 鈴木 奏子

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第 2 会期の決定
- (3) 日程第 3 教育行政報告
- (4) 日程第 4 第 41 号議案
「稲城市立学校給食共同調理場の給食費に関する規則の一部を改正する規則」
- (5) 日程第 5 報告事項

教育長 ただいまから、平成30年第12回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。
それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」について、お諮りいたします。
前例に従いまして教育長指名といたしたいと思っております、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、今泉委員にお願いいたします。

次に、日程第2 「会期の決定」について、お諮りいたします。本定例会の会期を本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

日程第3 「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

[教育行政報告]

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について
2 第三次稲城市教育振興基本計画第1回策定委員会の開催について
3 工事請負状況について

学務課長 1 平成30年11月分不登校による欠席児童・生徒数について
2 平成30年度 就学時健康診断について
3 児童・生徒数、学級数（平成30年12月1日現在）について

指導課長 1 担当者事業について
2 推進事業について
3 研修事業について
4 学校訪問事業について
5 教育センター関係について

生涯学習課長 1 社会教育委員関係について
2 社会教育活動の振興について
3 芸術文化活動の振興について
4 成人式関係について
5 文化財の保護と普及について

- 6 生涯学習推進事業について
- 7 学校施設コミュニティ開放事業について
- 8 放課後子ども教室参加状況について
- 9 公民館主催事業の実施状況について
- 10 iプラザの主な主催事業の実施状況について
- 11 平成30年11月生涯学習課利用統計について

- 体育課長
- 1 スポーツ推進委員協議会関係について
 - 2 市立公園内体育施設管理運営について
 - 3 社会体育施設管理運営について
 - 4 学校開放事業について
 - 5 体力づくり運動推進事業について
 - 6 東京ヴェルディ支援推進事業について

- 学校給食課長
- 1 試食会について
 - 2 多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会管理研究部会について
 - 3 稲城第三中学校学校保健委員会講習会について
 - 4 平成30年度第3回給食主任会について
 - 5 学校給食野菜に関する圃場見学会について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
 - 3 分館の主催事業について
 - 4 城山体験学習館の主な事業について
 - 5 地域との連携について
 - 6 学校との連携について
 - 7 視察について
 - 8 図書館の利用状況(平成30年11月)について

- 教育長
- 教育行政報告が終わりました。
- 日程第4 第41号議案「稲城市立学校給食共同調理場の給食費に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。
- 本案件につきましては、学校給食時に関して指定期日までに納付が行われなかった場合において、督促や催告等の手続を規定するため、稲城市立学校給食共同調理場の給食費に関する規則の一部を改正する必要があるもので、提案するものです。
- 詳細につきましては、学務課長より説明いたします。
- 学務課長。

学務課長 お手元の議案概要説明書で改正内容をご覧いただければと思いますが、これが改正の主だった点でございます。題名をまず、「稲城市学校給食費に関する規則」に改めます。

それから、全体の条文と文言の整理をいたします。

それから第3条に、学校給食申込書の未提出者が喫食したとき、給食を食べた場合、当該申込書提出があったものとみなす規定を追加いたします。

それから第7条に、督促及び催告の規定を追加いたします。

また第8条に、児童手当法及び稲城市児童手当事務取扱規則の規定に基づき、保護者から申出があったときに、児童手当から給食費を徴収できる規定を追加いたします。

最後に、学校給食申込書の様式を改めますといったものが概要になります。

この規則の施行期日は、平成31年4月1日といたします。

準備行為について規定し、施行期日前に申込書等の配布を行いますということが概要となります。

お手元に追加資料としてお配りしました、A4縦の給食費に関する規則新旧対照早見表をご覧いただければと思います。先ほどの説明とちょっと重複する部分もありますけどもご了承ください。

新、旧とございまして、旧では目的とあったものについて、趣旨という形でもうちょっと内容を膨らまし、位置づけだとか、定義のことを含めて規定いたします。

それから新規の②番、第2条に給食の対象者ということで、対象者を明確に定義いたします。それから、新しいほうの③としまして、給食の実施ということで、規定の旧規則の給食の実施及び基準日数・基準額について、若干重複した規定などもございましたので、3条に統合いたします。

それから4条の給食費の額については、旧のほう、3条の給食費の額をそのまま4条に移行いたします。

第5条が給食費の日割り計算特則ということで、旧規則の給食費日割り計算からの内容の文言整理をいたしました。

第6条に給食費の納入とございますが、旧規則の第8条からこちらに移行をいたしました。

それから第7条と8条が先ほど説明のとおり、督促及び催告と児童手当からの徴収をうたってございます。

第9条につきましては、給食人員の報告、旧規則の給食人員の報告、第6条にあったものを9条に持ってまいりました。

それから10条で給食費の返還ということで、旧規則第7条にあったものを持ってきたということでございます。

第11条の委任というのは、旧規則の委任条項からの移行ということになりまして、以上、③番のところ、ちょっと動向がございませうけれども、給食の対象者、②番、それから⑦番、督促及び催告、⑧番、児童手当からの徴収と、こ

の三つが新たに規定する項目。あとのものについては、文言整理を行ったというのが全体の概要となります。

それでは議案書の41号議案の、規則の一部を改正する規則ということで、文言が記載してあるんですが、これを一つ一つ説明していくと非常にわかりづらいので、新旧対照表のほう、6ページめくっていただいて、A4横の稲城市立学校給食共同調理場の給食費に関する規則の新旧対照表をご覧くださいと思います。

この新旧の比較ですけれども、先ほど申しました趣旨というところ、目的となっていたものを趣旨という形でこのように概要をもうちょっと明確に位置づけなども含めて、この規則を定義いたしました。

それから第2条といたしましては、先ほど説明させていただいた給食対象者ということで、対象者が児童で特に規定はなかったのですけれども、児童及び生徒、それから勤務する職員、それから学校が給食を実施する相当の理由があると認める者ということで、対象者を規定いたしました。

それから3条については、給食日数の規定を改めていたして、若干の文言整理を行ったということで、給食の実施ということで、旧規則の第2条のところをもうちょっと明確に位置づけをいたしました。特にこの2のところですが、先ほど説明いたしました、学校給食申込書兼支払方法届出書ということで明確に申し込みをするということと、届出をしていただくということとをうたってございます。それから第3条の3ですが、先ほどの説明がありましたが、みなし規定といわれますけれども、申込書を出さなくても給食を食べた場合については、申し込みの意思があったとみなすという規定でございます。

それから1枚おめくりいただきまして、給食費の額については、若干の文言整理をしまして、より明確な形での記載ということでございます。

それからその下の給食費の日割り計算に係る特則でございます。こちらも従前なものを若干、文言をきちっとより明確に誤解のないように整理をさせていただきました。

第6条ですけれども、給食費の納入ということで、こちらも若干の文言整理及び誤解のないような追加をいたしました。

続きまして、督促及び催告ということで第7条、それから児童手当からの徴収、第8条ということで、こちらは新設で、以前にはなかったものを明確に規定しているところでございます。こちらは、特に支払いがなくて、支払い督促というような法的措置を行うときにこういう規定がないと、支障があるということで、追加をいたしております。

第9条につきましては、こちらについてはやはり文言整理という形で、より明確に整理を図っているところでございます。

続きまして、その次のページ、給食費の返還につきましても、若干の文言整理という形です。

旧規則第9条の委任が第11条の委任に変わっている、以降については特に変

更はございません。

以上、ここまでが新旧対照表という形になります。

それから1枚おめくりいただきまして、以前の学校給食の申込書というものが、学校給食申込書兼支払方法届出書という形に統合させていただきたいと思えます。こちらの概要としましては、わかりやすいところでいうと、口座振替による申し込みなのか、納入通知書による申込書なのか、そういう記載を明確にいたしました。

それから、その次のページですけれども、こちらの保護者等のところに父親、母親と両名記載できるようにしてございまして、万が一給食費の未納などがあつたときに、母親だけでなく父親にもしっかりと認識していただくということ、それから法的措置を講ずる場合がありますという注意事項を記載いたしまして、精査を図っているという状況でございます。

41号議案、学校給食共同調理場の給食費に関する規則の一部を改正する規則についての説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。澁谷委員。

澁谷委員 よろしいでしょうか。新旧対照表を精査していただいたということで、拝見させていただいて、わかりやすくなったのではないかと思います。それで、ちょっと確認させていただきたいのですが、いろいろ問題点があつて、このような改正とか、わかりやすくというようなことになったかと思いますが、現時点で、今まで出てきた問題点というのは、この規則によって解消される見通しであるということによろしいんですね。確認ですが。

教 育 長 学務課長。

学務課長 お見込みのとおりでございます。こちらの学校給食の申込書自体、以前から特に給食の法的措置のことに関して、触れていなかったところで、こちら現状に即した形にあわせて改正するものでございます。

教 育 長 ほかに。城所委員。

城所委員 私も確認で。今回の議案というのは、納付が行われなかった場合における部分の措置ということで理解をしておるんですが、この中で、第3条の喫食したときにもう提出したこととみなすというところで、この申込書兼支払方法届出書には、もう同意をしますというところまでの文言が入っているんですけど、これでいわゆる同意をしたということまでの対応ができるんでしょうか。

教 育 長 学務課長、お願いいたします。

学務課長 そうですね。これはいわゆる民法の規定からということで、こういった条を設けているんですけれども、実際にはその法的措置を行う前段で必ず支払い方法の相談だとか、有無の相談とかという場合に、誓約書を書いてもらいまして、こういう形に分納しますかと、払い込みが終了しない、万が一約束どおりに履行できない場合には、そういった児童手当で相殺したりとか、こういった形の同意をとっているのが実情でございます。

城所委員 なるほど。じゃあ、この届出書が全てではないということですか。その喫食、未提出者が喫食した場合については。

学務課長 そうですね。これだけでなく、実際には法的措置をとる段階においては、改めてその払っていない人との関係で協議をして、記載を、同意をしてもらった上で対応をしているということです。

城所委員 そういうことですね。ありがとうございます。

教 育 長 ほかに。杉本委員。

杉本委員 新しく興した項目として、第2条の給食の対象者を明記したというご説明が先ほどありましたが、これは何か背景ですとか、経緯等あるのでしょうか。

教 育 長 学務課長。

学務課長 そうですね。こちらのほうは、実際に即して、例えば、旧規則にはなかったんですけれど、ボランティアで入っている方だとか、あといろんな形で学校に協力いただいている方にも給食を提供している事象がありますので、こちらの実態に即して追加をさせていただいております。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 今、ボランティアの方などもというようなお話ありましたが、この(2)の職員というのは、具体的にはどこまで対象とするとお考えでしょうか。

教 育 長 学務課長。

学務課長 こちらについては、教職員及び学校給食共同調理場の調理に当たる職員についての規定でございます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 調理場はわかりますけど、学校の職員となりますと、いわゆるその正規の教職員から非常勤講師、今、お話をくださいましたが、ボランティア等がありますけれど、そこまで全て網羅して対象とするということではよろしいですか。

教育長 学務課長。

学務課長 (2)については、正規職員及び臨時職員、(3)については、それ以外の学校関係協力対象者というのが認識で規定をさせていただきます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 いろんな考え方あると思うんですが、最終的にももちろんこれで結構だと思えますけれど、学校給食というのは、学校給食法により給食費というのは、食材費等についてということで、そのほかの調理業務に関する人件費は公費により賄われることになるというのが全国的な、法的な位置づけかと認識しております。そうしますと、大人が給食相当の食事を通常にとるとしたら、もっと金額的にかかるものを、教育活動の対象者である児童生徒以外の大人がここで喫食できるということは、やはり教育的に、例えば食育上必要があるですか、児童生徒の指導上必要があるから一緒に食べると、そのような考え方でないと、大人も対象とするということは、そここのところの整理が必要ではないかなと私は思っております。そう考えますと、大人の職員というのは子供たちにかかわる以上、教育上必要があるからということで、対象としていると考えてよろしいでしょうか。

教育長 学務課長。

学務課長 そのとおりですね。ちょっと非常に概念的なところまで規定のほうには盛り込んでございませんけれども、背景としては学校の教育活動に携わってそのまま教育をしているということで、一般の者が喫食する以上に配慮されているという位置づけはあると認識しております。

杉本委員 わかりました。結構です。

教育長 ほかに。今泉委員。

今泉委員 質問です。第5条の「給食費の額は、次の各号のいずれかに該当する場合で

あって、保護者又は職員からその旨の届出があったときは」ということですが、これは届出書があるのか、単なる申し入れでいいのか教えてください。

その下の(3)のところですね。医師の診断又は云々ということで、「引き続いて給食を受けないことが相当と認められる場合」ということで、これは、我々教育委員会が認めるのか、誰が認めるのかを教えてください。

あと申込書ですが、保護者等の氏名ということで、2名書くことになっているんですが、必ず2名必須なのかということと、同じく申込書ですが、児童生徒以外の職員はどこに名前を書きますか。

以上、4点お願いします。

学務課長 5条の給食費の日割計算に係る特則のところでございますけれども、「保護者又は職員からの届出」に関しましては、保護者または職員から、電話や口頭で学校に申出があって、その申出は特に書面等はないもので、学校は届出を確認し、その旨、食数の報告などを教育委員会にいただきまして、教育委員会がこれに関する日割り特則の計算を当てはめ、決裁をし、承認をして実行をするものでございます。

給食費の申込書兼届出書のほう、連名でなければならぬかということにつきましては、負担の認識を持っていただくということで、2名併記する欄になってございますけれども、マストというか、必ずしも強制ではなく、ひとり親世帯などのいらっしゃると思いますので、ご協力いただける範囲でということのお願いでございます。

それから、様式の、給食の申し込みの職員の場合についての記載ですが、現状では児童生徒氏名のところに職員の名前を書いてもらうという形でございますが、こちらにつきましては、児童生徒の後に「等」を入れ、職員も対応できる様式としてまいりたいと思います。

今泉委員 ありがとうございます。わかりました。

教育長 ほかに。

(なし)

教育長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第41号議案、稲城市立学校給食共同調理場の給食費に関する規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第41号議案は原案のとおり可決いたしました。次に日程第5「報告事項」を議題といたします。本日の報告事項は2件です。初めに防犯カメラの設置状況についてを学務課長より説明をお願いいたします。学務課長。

学務課長 本年度の通学路防犯カメラの設置予定の場所が決定いたしましたので、ご報告いたします。通学路防犯カメラにつきましては、防犯カメラを設置すること及び防犯カメラが作動していることを表示することで犯罪の抑止につなげようとするもので、平成27年度から4年間かけて、毎年3校ずつ、1校につき5台設置する事業でございます。本年度が最後の年度でありまして、お手元の地図でございますけれども、向陽台小学校、城山小学校、南山小学校に設置します。各小学校から防犯カメラの設置要望箇所をお聞きし、通学路合同点検の際に、現地確認をしながら、設置場所を選定いたしました。

なお、技術的な理由でカメラの設置が難しくやむを得ず若干位置が、隣の電柱だとか変更をする場合がございますので、あくまで設置予定箇所という形でさせていただきたいと思っております。

まず、最初のページが向陽台小学校の設置箇所図でございます。設置箇所をそれぞれ①～⑤で示しております。①につきましては、植栽が茂り不審者の不安がある。②につきましては、交差点と公園付近、③につきましては、人目につきにくい横断歩道、④、⑤につきましては、車の速度が出やすい交差点という場所でございます。そういった観点からの設置となっております。

次のページは、城山小学校の設置箇所図でございます。①につきましては、連れ込みのおそれがある公園のトイレ付近と横断歩道。②につきましては、車の速度が出やすい交差点と道路。③につきましては、こちらも連れ込みのおそれなどが懸念される公衆トイレと公園付近。④、⑤につきましては、人目につきにくい遊歩道という場所でございます。

最後のページは、南山小学校の設置箇所図でございます。①につきましては、不審者やたむろが不安がられている公園管理施設付近。②につきましては、車の速度が出しやすい交差点、③につきましては、人目につきにくい裏通り。④、⑤につきましては、車の速度を上げて通行しやすい道路という場所でございます。以上が今年度、整備する防犯カメラの設置予定箇所でございます。今後委託業者による関係機関への設置申請などを行い、年度内に稼働を開始する予定でございます。以上でございます。

教 育 長 以上で、報告事項の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。城所委員。

城所委員 1点確認で。南山小学校の部分については、まだ、東側がいわゆる開発途上という部分で、西側北側の部分のカバーだけになっているんですが、この辺に

については、将来的なところは考えておられるのでしょうか。

教育長 学務課長。

学務課長 こちらにつきましては、今後整備が進んだ段階で、また、通学路点検の中で懸案事項などを洗い出して、対応ができるようであれば、対応してまいりたいと考えております。

教育長 はい、城所委員。

城所委員 この施策が始まった場合で、1校5カ所ということでありますと、今後南山については、5カ所というところを、また、検討せざるを得ないというようなことも発生するのかなと思うんですけれど、設置箇所を変更するということが今後はあり得るということなんでしょうか。

教育長 学務課長。

学務課長 そういった変更の検討も含めまして、今、東京都のほう、国のバックアップでまた再度、防犯カメラの追加要望があったという形の動きもございますので、そういったほうも視野に入れながら、検討、懸念事項については検討を進めてまいりたいと考えております。

城所委員 よろしくお願いいたします。

教育長 ほかに。今泉委員。

今泉委員 関連してですけれども、南山だとヤオコーさんとかセイムスさんとか、プラウドとかある形なので、これ設置するときって、そういった民間の施設の防犯カメラとかぶらないような形にされているのかどうかを教えてください。

教育長 学務課長。

学務課長 こちらについては、保護者、学校関係者、それから学務課のほうで協議を進めながら検討しておりますので、そういった視点でも、その設置には反映をしている状況でございます。

教育長 今泉委員。

今泉委員 大丈夫です。

教 育 長 ほかに。よろしいでしょうか。

(なし)

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、「個人情報に関わる案件について」です。こちらは個人情報に関わる案件であることから、秘密会にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって「個人情報に関わる案件について」は、秘密会といたします。今秘密会においては関係者以外の退席を求めます。暫時休憩とします。

(暫時休憩)

※関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

(これより報告事項は秘密会)

秘密会議録は別紙

(これにて報告事項の秘密会は終了)

教 育 長 では、再開いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。お疲れさまでした。

(午前11時20分閉会)